

川崎市乳幼児健康診査実施要綱

平成28年4月1日

28川ここ福第229号

市長 決 裁

(目的)

第1条 本要綱は母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)に規定する乳児及び幼児に対する健康診査の実施について必要な事項を定め、もって小児保健の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要綱において使用する用語は法に準ずるものとする。

(事業の実施)

第3条 健康診査の実施に当たっては、その一部を別に定める市内の協力医療機関（以下「市内協力医療機関」という。）に委託することができる。

2 健康診査の実施にかかる必要な事務等は、その一部を公益社団法人川崎市医師会に委託することができる。

3 1か月児健康診査は、第1項の規定によるほか、市外の病院又は診療所の開設者であって市長と1か月児健康診査の実施に関する協定を締結した者（以下「市外協力医療機関」という。）に実施させ、助成する額を市外協力医療機関に支払うことにより行うことができる。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、1か月児健康診査の対象児が市内協力医療機関及び市外協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）以外の医療機関等において健康診査を受けた場合は、助成する額を対象児の保護者に支払うことにより1か月児健康診査の助成を行うことができる。この場合における申請方法等については別に定める。

5 第1項の規定にかかわらず、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の対象児のうち、特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査費用助成事業の対象となる乳幼児が医療機関等において健康診査を受けた場合は、助成する額を対象児の保護者に支払うことにより1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の助成を行うことができる。この場合における申請方法等については別に定める。

(対象児)

第4条 健康診査の対象は市内在住の乳児及び小学校就学前までの幼児とする。

(健康診査の実施)

第5条 実施する健康診査は、法及び川崎市母子保健法施行細則に基づき、別表1に定めるものとし、市及び協力医療機関は健康診査受診の積極的な勧奨を行わなければならない。

(健康診査の内容)

第6条 健康診査の実施にあたり、必要な問診項目及び受診内容は「乳幼児に対する健康診査の実施について」(平成10年4月8日児発第285号)に基づき、別表2の内容を網羅したものである。

2 問診票及び診査票の必要な帳票は、「乳幼児に対する健康診査について」(平成10年4月8

日児母発第29号)を参考に受託者と協議のうえ、市長が別に定める。

(精密検診)

第7条 市及び協力医療機関は健康診査の結果、精密検診を要すると認められた場合は、対象児が精密検診を医療機関で受診するための紹介状等をその保護者に交付するものとする。

2 市は、前項の規定による精密検診の受診状況の把握、受診後の結果の管理等を行うものとする。

(保健指導)

第8条 市は健康診査及び精密検診の結果において、保健指導が必要と認められた乳幼児に対する保健指導を協力医療機関と連携しながら適切に実施する。なお、その際に知り得た当該児及びその保護者等に関する個人情報の取扱いについては、十分に留意するものとする。

(研修)

第9条 市は健康診査の実施にあたり、市内協力医療機関の医師に対して、技術向上や知識習得のため研修を実施するものとする。

(委任)

第10条 本要綱の実施に際して必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(川崎市7か月児・10か月児健康診査実施要領及び川崎市4歳児・5歳児健康診査実施要領の廃止)

2 本要綱の施行に伴い、川崎市7か月児・10か月児健康診査実施要領及び川崎市4歳児・5歳児健康診査実施要領は廃止する。

(経過措置)

3 別表1に定める4歳児健康診査は、平成25年3月31日出生までの幼児を対象として実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月29日から施行する。

(準備行為)

2 協定の締結その他この要綱を施行するために必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

各健康診査	実施機関(場所)	対象児の年齢(月齢)
1 か月児健康診査	市内協力医療機関 市外協力医療機関 協力医療機関以外の 医療機関等	生後 2 7 日を超え、生後 6 週に達しない乳 児
3 ～ 4 か月児健康診査	市内協力医療機関	生後 4 か月の前後 1 5 日以内
7 か月児健康診査	市内協力医療機関	生後 7 か月の前後 1 5 日以内
1 0 か月児フォロー 健康診査	市内協力医療機関	生後 9 か月半から 1 0 か月半の乳児まで
1 歳 6 か月児 健康診査	市〔各区地域みまもり 支援センター(福祉事 務所・保健所支所)〕、 医療機関	満 1 歳 6 か月から 1 歳 8 か月まで
3 歳児健康診査	市〔各区地域みまもり 支援センター(福祉事 務所・保健所支所)〕、 医療機関	満 3 歳 6 か月から 3 歳 8 か月まで
5 歳児健康診査	市内協力医療機関	満 5 歳から 5 歳 2 か月まで

※対象児の年齢を超えた場合においても、市長が必要と認めた場合は、川崎市母子保健法施行細則で定める年齢の範囲内で受診することができるものとする。

別表 2 (第 6 条関係)

各健康診査	目 的	健診内容
1 か月児 健康診査	児の健全な育成に向けて、疾病、 異常、発育、障がい等の早期発見と 適切な医療、療育支援を行うとともに 保護者への育児支援、保健指導を 行う。	1 問診・計測 2 診察 3 保護者等の養育状況の確認及 び保健指導 4 事後フォロー
3 ～ 4 か月児 健康診査	児の健全な育成に向けて、疾病、 異常、発育、発達の遅れ、障がい等 の早期発見と適切な医療、療育支援 を行うとともに保護者への育児支 援、保健指導を行う。	1 問診・計測 2 診察 3 保護者等の養育状況の確認及 び保健指導

		4 事後フォロー
7 か月児健康診 査及び10 か月 児フォロー健康 診査	児の健全な育成に向けて、疾病、異常、発育、発達の遅れ、障がい等の早期発見と適切な医療、療育支援を行うとともに保護者への育児支援、保健指導を行う。	1 問診・計測 2 診察 3 保護者等の養育状況の確認及び保健指導 4 事後フォロー（10 か月児健康診査におけるフォロー）
1 歳 6 か月児 健康診査	児の健全な育成に向けて、疾病、異常、発育、発達の遅れ、障がい等の早期発見と適切な医療、療育支援を行うとともに、保護者への育児支援、生活習慣の自立、う蝕予防、幼児の栄養などについての保健指導等を行い、児の健康の保持増進を図る。	1 問診・計測 2 診察 3 歯科健診 4 栄養指導 5 保護者等の養育状況の確認及び保健指導 6 事後フォロー
3 歳児健康診査	児の健全な育成に向けて、疾病、異常、発育、発達の遅れ、障がい等の早期発見と適切な医療、療育支援を行うとともに、保護者への育児支援、生活習慣の自立、う蝕予防、幼児の栄養などについての保健指導等を行い、児の健康の保持増進を図る。	1 問診・計測 2 診察 3 歯科健診 4 栄養指導 5 保護者等の養育状況の確認及び保健指導 6 事後フォロー
5 歳児健康診査	児の健全な育成に向けて、精神、情緒及び運動機能の顕著な発達期にあたる時期であることから、一般的な疾病の予防はもとより、放置されがちな慢性的な疾病の早期発見、早期治療を図り、併せて集団生活へ向けての健全な社会性の発達、生活習慣の自立等を促す。	1 問診・計測 2 診察 3 栄養指導 4 保護者等の養育状況の確認及び保健指導 5 事後フォロー